

○弘前地区環境整備事務組合の条例等の
公布に関する条例

〔昭和37年3月5日〕
〔条例第2号〕

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方自治法第16条第4項及び第5項の規定により条例、規則並びに弘前地区環境整備事務組合の定める規則及びその他の規程で公表を要するもの（以下「条例等」という。）の公布に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(条例等の公布式)

第2条 条例等の公布文に公布者が署名し、次に定める掲示場に掲示することをもって公布式とする。

掲 示 場 の 名 称	所 在
弘前地区環境整備事務組合掲示場	弘前市大字町田字筒井6番地2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する